

雲仙市有機農業実施計画

1. 市区町村	
雲仙市	
2. 計画対象期間	
令和	7年度 ～ 令和 11年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標	
<p>ア 有機農業の現状</p> <p>本市は島原半島の北西部に位置し、北岸は有明海に西岸は橘湾に面しており、半島の中心部に位置している雲仙普賢岳を中心としてその裾野に農地が広がっており、肥沃な土壌を利用した長崎県内においても屈指の農業生産地域である。そのような中で、本市農業においては慣行農業が大部分を占めているものの、様々な有機農法に取り組む農業者が存在し、加えて減農薬や環境に配慮した農業、在来種・伝統野菜に取り組む農業者など、それぞれが意欲的に活動を行っている。しかしながら、それぞれ個々による取組や活動が主なため、活動の拡がりや、栽培圃場の団地化、販路の開拓などにおいては、多くの課題を抱えているのが現状である。</p> <p>これらの課題解決のため、雲仙市においては「雲仙市有機農業推進協議会」を設立し、取組農家や関係団体・機関などが一体となった推進体制を構築し、様々な活動を支援していくことにしている。</p> <p>具体的には、先進地視察や技術的な講習会の開催、圃場の団地化や慣行農業からの転換支援、有機農産物の学校給食への導入などを実施する。</p> <p>また、これまで先進的に取り組みが進められてきた在来種・伝統野菜のPR活動や後継者育成についても、関係農業者等と連携し推進を図る。</p> <p>イ 5年後に目指す目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有機JAS認定取得者数(3件→13件)※団体含む</li> <li>○有機農業者数(17戸→44戸)※団体含む</li> <li>○有機農作物栽培面積(42.7ha→62.7ha)</li> <li>○学校給食における地元産有機農産物提供回数(2回/年→10回/年)</li> <li>○学校給食における地元産有機農産物提供量(90kg/年→2,000kg/年)</li> <li>○学校給食における地元産有機農産物提供品目数(1品目→7品目)</li> </ul>	
4. 取組内容	
<p>ア 有機農業の生産段階の推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有機農業の普及                     <p>新たに有機農業に取り組みたい者に対して、有機農業に取り組むメリットや意義を伝える研修会を開催する。また、環境保全型農業直接支払交付金の活用や、実証によって確立された化学農薬、化学肥料の低減のための技術などによって、慣行栽培からの有機栽培への転換支援を行い、有機農業者の確保、取組面積の拡大を図る。</p> <p>併せて有機農業と付随して減農薬栽培班における環境保全型農業の拡大を推進し、水稻を含めた農作物の減化学農薬栽培に取り組む。具体的には水稻高温耐性品種「にこまる」の栽培過程における農薬の低減、地元畜産農家と連携した堆肥利用の促進等によって、減化学農薬、減化学肥料栽培を推進する。</p> </li> <li>○栽培技術の指導                     <p>先進的農業者や県、市及びJAが一体となって栽培技術の指導を行い、持続可能な経営を目標とした収量確保策や品質向上技術の実証を行う。特に今後の温暖化を想定した技術的な対策に対して情報収集を図り、栽培技術の確立を図る。</p> <p>具体的には有機農業栽培班である雲仙市有機農業ネットワークや島原振興局が主体となり「みどりの食料システム戦略」技術カタログ等を参考に栽培技術である緑肥利用等の実証を行う。また、超音波による害虫防除の実証を行う。</p> <p>本市の伝統野菜であるこぶ高菜などの有機農業栽培のマニュアル化を図り、新たに有機農業に取り組める農業者を増やすことを目的に栽培技術指導の体制を整備する。</p> </li> </ul> <p>イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組</p> <p>流通・消費拡大部会、在来・伝統野菜研究部会、魅力発信部会が主体となり以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食への提供                     <p>学校給食に有機農産物の活用を促進し、定時定量提供を図る。併せて、現状の有機農産物提供品目数は1品目のみであるが、提供可能な有機農産物品目数を増やす(たまねぎ、パレイショ、里芋、さつまいも、かぼちゃ、冬瓜、その他)</p> </li> <li>○地元飲食店や宿泊業者における活用                     <p>地元飲食店や宿泊業者を対象に、有機農産物に対する理解醸成を図り、生産された有機農産物の消費を促進する。</p> </li> <li>○輸送の対策                     <p>輸送業者と連携し流通の効率化・コスト低減に係る取組を行い、販路拡大に向けた商談会や意見交換会を実施することで都市部への販売ルートを確認する。</p> </li> <li>○在来種野菜の後世への伝承                     <p>消費者の有機農産物に対する理解醸成を促進するため、本市在来種野菜の種の保存に対して後世に伝承していく活動を推進し、種の展示スペースを新設する。加えて、現場での生産過程、伝統野菜そのものの特徴、適した調理方法等を映像として保存する(アーカイブの作成)。</p> </li> <li>○マルシェなどイベントの開催                     <p>有機農業をテーマにしたマルシェやイベントにおける消費者との交流をとoshi、生産者と消費者双方の理解を醸成する。</p> </li> <li>○情報発信                     <p>地域を紹介するパンフレットの作成やホームページ、通販サイトを構築し、有機農産物の魅力を幅広く情報を発信する。</p> </li> </ul>	

ウ その他 ○令和12年度以降については、協議会が事務局的な立ち位置は継続していくものの、上記ア・イのような様々な取組や活動においては、それぞれの農業者や関係団体が自らの発案と資金により運営をしていく、いわゆる「自走」できるしくみや有り方を検討していく。
5. 取組の推進体制
ア 実施体制図 生産技術普及部会、流通・消費拡大部会、在来・伝統野菜部会、魅力発信部会の四つの部会制とし、さらに生産技術普及部会においては有機農業栽培班と減農薬栽培班を設置し、それぞれの部会・班において取組を進め、また連携を図りながら活動を実施する。(別紙組織図参照)
イ 関係者の役割 別紙組織図参照
6. 資金計画
別紙のとおり
7. 本事業以外の関連事業の概要
第2次雲仙市総合計画に記載している事項と整合性を図りながら、事業を実施する。
8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について
長崎県と共同で基本計画を作成し、計画に沿って推進を行う。
9. その他(達成状況の評価、取組の周知等)

# 雲仙市有機農業実施体制図

## 【雲仙市有機農業推進協議会】

